

第 55 号議案

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 2 項の規定により、令和 6 年 7 月 1 日付けで事務所の位置を変更することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

加東市長 岩 根 正

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和 30 年兵庫県告示第 197 号の 12）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「神戸市中央区下山手通 4 丁目 16 番 3 号、兵庫県民会館内」を「兵庫県神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番 3 号、神戸ハーバーランドセンタービル内」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

第 5 5 号議案 要旨

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部変更（要旨）

1 協議理由

令和 6 年 7 月 1 日付けで兵庫県市町村職員退職手当組合の事務所の位置を変更することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することを兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体と協議することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求めるものである。

2 協議内容

兵庫県市町村職員退職手当組合の事務所の位置を変更することに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更すること。

3 施行期日 令和 6 年 7 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
(組合の事務所の位置) 第 4 条 組合の事務所は、<u>神戸市中央区下山手通 4 丁目 1 6 番 3 号、</u> <u>兵庫県民会館内</u>に置く。	(組合の事務所の位置) 第 4 条 組合の事務所は、<u>兵庫県神戸市中央区東川崎町 1 丁目 3 番</u> <u>3 号、神戸ハーバーランドセンタービル内</u>に置く。